

# 高島屋グループ 労働・安全衛生方針

高島屋グループは、従業員をはじめ、百貨店・ショッピングセンター・レストラン等で働くお取引先やパートナー企業の従業員を含む全ての「人」が、安全かつ健康的に働ける職場環境の確保を最優先事項の一つと位置づけています。また(株)高島屋では、2008年に日本企業として初めて企業の行動規範に関する労使協定「グローバル枠組み協定」を締結し、労働者権利の尊重に取り組んできました。

私たちは、サステナビリティ基本方針、人権コミットメント及び本方針に基づき、労働者の権利を尊重し、職場における安全衛生レベルの継続的な向上を目指します。

[※グローバル枠組み協定の詳細はこちら](#)

## 1. 安全で健康的な職場環境の提供

日常的な安全確保に向け、法令及び自主基準に基づき、労働災害の未然防止に努めます。心身の健康保持・増進を目的とした施策を継続的に実施するとともに、各種設備の安全性向上を図ります。

## 2. 児童労働・強制労働の防止

国内外の事業活動において、児童労働及び強制労働を一切認めません。サプライチェーンにおいても、これらの行為が行われていないことを確認し、必要に応じて是正措置を講じます。

## 3. 結社の自由及び団体交渉権の尊重

当社グループの従業員をはじめ、取引先やパートナー企業を含むサプライチェーンで働く全ての「人」が有する「結社の自由」及び「団体交渉権」を尊重します。

## 4. 共に働く全ての人の人権を尊重する職場づくり

共に働く全ての「人」の人権を尊重し、多様な個性と価値観を受容し、差別や偏見、ハラスメントのない職場文化の醸成に努め、誰もが心身健康に活躍できる職場づくりを推進します。

[※「DE&I方針」の詳細はこちら](#)

## 5. 継続的な教育・啓発活動による安全意識の醸成

当社グループ従業員を対象とした継続的な教育と啓発活動を実施し、職場における安全意識の醸成を図ります。また、お取引先やパートナー企業における従業員の共感と理解を得ながら、共に安全な職場環境の構築を進めていきます。

## 6. 全員参加による自律的な安全衛生活動の実施

本方針に基づき、教育の機会や長年取り組んできた個人の意見を吸い上げる仕組みを活かしながら、お取引先やパートナー企業の従業員と共に「全員参加」による自律的な安全衛生活動の実践に努めます。

2026年4月制定